

酒田市ボランティアセンター運営要綱

(目的)

第1条 酒田市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)が設置する酒田市ボランティアセンターは、市民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、その育成・支援を行うとともに、ボランティア団体相互の連携を通してボランティア活動の推進を図ることを目的とする。

(名称及び設置場所)

第2条 名称を、酒田市ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）とし、社会福祉協議会(酒田市新橋二丁目1番地の19 酒田市地域福祉センター)に設置する。

(事業内容)

第3条 ボランティアセンターは、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動の普及・啓発
- (2) ボランティア人材・活動団体の育成、交流、活動支援
- (3) ボランティア活動団体・個人の登録とネットワーク構築
- (4) ボランティア活動に関する相談と環境整備
- (5) ボランティア活動に関する情報発信
- (6) ボランティア活動に関する調査・研究
- (7) その他、目的達成に必要な事項

(運営委員会)

第4条 ボランティアセンターの活動、運営を円滑に行うため運営委員会を置く。必要な事項については別に定める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は酒田市社会福祉協議会会长が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。